

# 平成30年4月1日(受診分から)スタート!

## 🌸 母子及び父子家庭等医療費助成

## 自動償還制度がはじまります 🌸

### 自動償還払い方式とは・・・

制度を導入している沖縄県内の医療機関(歯科・調剤薬局を含む)での診療後、窓口で医療費の支払いを行って頂きますが、その後、役場での助成金申請手続(領収書の提出)をする必要はなく、後日、助成金が登録された口座へ振り込まれます。

### ★ 医療費助成を受けるまでの流れ(自動償還払い方式)

- ①対象者の「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証」を医療機関等にて提示し受診
- ↓
- ②医療機関等窓口にて医療費を支払う
- ↓
- ③後日、助成金が登録した口座へ振り込まれる

※自動償還払い導入に伴い、受給資格者証世帯方式から個人方式に変わります。

※現在受給中の方には、平成30年3月末までに新しい受給資格者証(若草色)を郵送いたします。

※平成30年3月31日までの診療分については、これまでどおり窓口での申請になりますので、診療月の翌月より2年以内に領収書をお持ちになり、福祉課窓口にて支給申請の手続きを行って下さい。

### 次の場合は、これまでのとおり福祉課窓口で申請手続が必要となります

- 制度を導入していない医療機関・調剤薬局で受診した場合
- 制度導入医療機関等において、受給資格者証を提示せずに受診した場合

福祉課窓口にて申請手続(領収書提出)をする際に必要なもの

- ・領収書
- ・受給資格者証
- ・印鑑(認印可)
- ・預金通帳(口座変更時のみ)

! 注意!

同月、同医療機関での診療にかかる自己負担額が21,000円を超える場合は、高額療養費や家族療養付加金等の確認のため、役場福祉課窓口にて手続きを行っていただく場合や、支給が遅れる場合があります。

問い合わせ先  
本部町役場福祉課 児童福祉班  
電話:0980-47-2165